

27 農業知的財産保護・活用支援事業

【令和6年度予算概算要求額 91（61）百万円】

<対策のポイント>

農林水産業・食品産業全体の知的財産の保護・活用に関する意識・能力向上に向けて行う**農業知財マネジメント専門人材の育成・確保**を支援するほか、海外における知的財産の**侵害状況の一元的な監視・把握等**により、育成者権の海外出願検討等に必要な情報の収集を支援します。

<事業目標>

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業知財マネジメント専門人材の育成・確保（新規）

植物新品種やGI、商標、営業秘密等の農業知財に対する関係者全体の意識・能力向上のため、セミナーによる人材育成や検定制度等による能力評価の試行などを行い、**知財の保護・管理、ブランド化等の知財の活用に関する指導・支援**を行える人材を育成・確保し、総合的な知財マネジメントを推進します。

2. 海外における育成者権の取得に向けた情報提供

海外の品目別栽培状況や、消費・流通市場規模等の情報を収集し、品種開発者等に提供することで、より効果的な**海外出願等**を支援します。

3. 海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供

我が国の品種の**海外での侵害状況を監視・把握**し、品種開発者等に情報提供するとともに、**効果的な侵害対策を助言**します。

4. 農業知的財産に関する相談窓口の設置

一元的な「知的財産相談窓口」設置による、品種開発者、グローバル産地、品目団体等の、農業分野の**知的財産の取得、活用等への相談対応**を支援します。

[1について]

①②の人材育成に向け、セミナー・検定を試行的に実施

①生産現場等の種苗を扱う者に対し、種苗管理の重要性や方法をアドバイスできる人材



生産者の意識啓発

例：品種や栽培技術・ノウハウ等の管理の重要性とその方法を指導



現場の農家

②JA、食品企業等に対し、ブランド化など事業活動における知財の保護・活用のコンサルティングができる人材



ブランド化の実現

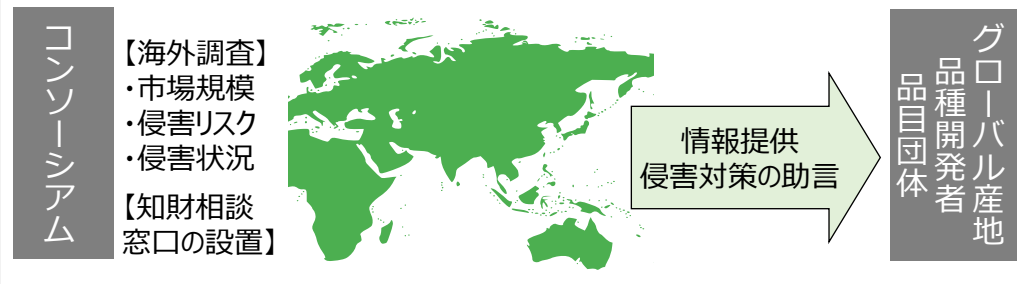
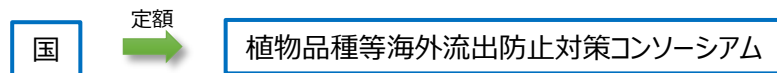
例：新品種の果物の事業展開に必要な知財保護を助言
・重要な栽培ノウハウ・基幹技術は営業秘密として秘匿
・模倣品対策に国内外で名称・ロゴ・パッケージの商標権、意匠権取得
・海外企業に育成者権・商標権使用を許諾しライセンス料を確保
・オープン&クローズ戦略等の知財戦略の策定支援



産地・企業

[2～4について]

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）